

指定管理施設の管理運営評価表（評価対象年度：平成30年度）

担当部署名	企画振興部 飯高地域振興局 地域住民課
評価対象期間	平成30年 4月 1日 ～ 平成31年 3月 31日
評価対象年度指定管理料	0 円

1. 施設の概要等

施設の概要	名 称	飯高歯科診療所
	所 在 地	松阪市飯高町宮前1103番地2
	設置目的	市民の健康管理と福祉の増進を図るため、医療法（昭和23年法律第205号）に基づき、設置する。
	設備の概要	○敷地面積 388.59㎡ ○施設の内容 鉄骨造り平屋建 151.6㎡ 待合室、事務所、診察室、処置室、休憩室、検査室、便所、暗室、操作室 ○建設年月 平成 3年 3月

2. 指定管理者の概要等

指定管理者	名 称	一般社団法人 松阪地区歯科医師会
	所 在 地	松阪市春日町1丁目8
指定管理業務の内容		1. 診療所は、次に掲げる診療を行う。 (1) 診察 (2) 健康診断及び健康相談 (3) 療養の指導及び相談 (4) 薬剤又は治療材料の投与及び支給 (5) 処置その他の治療 2. 利用料金の徴収に関する業務 3. 診療所の土地、建物、附属施設及び設備備品の維持管理、修繕に関する業務 4. 上記のほか、診療所の管理運営に関し市長が必要と認める業務
業務運営実施状況	管理業務の実施状況	○診療科: 歯科 ○診療日時: 月・火・水・金・土 9時30分～12時 14時～18時
	サービスの質の向上	○訪問診療を実施している。 ○医療サービスの質の向上が図れている。
	施設・設備等の維持管理	○医師を衛生管理者に、患者及び職員の安全と健康を確保するため、診療所の安全衛生管理の徹底に努めた。

指定期間 平成26年 4月 1日 ～ 平成31年 3月31日

(単位：円)

		事業計画	事業収支実績				
			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
事業収支推計	収入	指定管理料	0	0	0	0	0
		診療報酬等	4,000,000	4,668,614	3,911,274	3,003,477	3,928,337
		計 (A)	4,000,000	4,668,614	3,911,274	3,003,477	3,928,337
	支出	施設管理経費	3,300,000	3,663,268	3,214,216	3,105,998	2,945,166
医療経費等		700,000	1,005,346	697,058	△102,521	652,580	
計 (B)		4,000,000	4,668,614	3,911,274	3,003,477	3,928,337	
収支差引額 (A) - (B)		0	0	0	0	0	

3. 指定管理者業務運営項目別評価

評価項目		指定管理者自己評価		担当部署評価		
業務運営項目	内容	採点	判定	採点	判定	
管理業務の実施状況	①施設の目的や基本方針の確立	施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立されていたか。また、職員は理解していたか。	5	B	5	B
	②施設設置目的の達成度	施設の管理運営を通して、施設の設置目的は達成されたか。	4		4	
	③利用者数	利用者数は当初目標数を達成されたか。	3		3	
	④運営状況	施設の供用日数・供用時間は守られたか。また、適正な施設の維持管理、運営が行われたか。	4		4	
	⑤職員の配置状況・勤務実績	職員の配置状況・勤務実績は適正であったか。また、業務執行体制（作業責任者・業務担当者）は明確になっていたか。	5		5	
	⑥意思疎通	管理運営業務全般について、市と指定管理者の責任者の間で十分な連絡調整がなされていたか。	3		3	
	⑦各種管理記録等の整備・保管	各種業務計画書、点検記録、整備・修繕・事故・故障等の履歴等の各種管理記録等が整備・保管されていたか。	5		5	
	⑧地域の振興・活性化	地域や地域住民との交流・連携に関する取組みを実施し、地域交流の支援を行ったか。	4		4	
サービスの質の向上	①施設利用状況及び利用者数増加への取組み	自主事業や運営方法の工夫等利用者数増加に向けた具体的な取組みはあったか。(注1)	4	B	4	B
	②利用者の平等な利用	個々のサービスについて、対応職員によって格差が生じないように、施設のサービス水準を確保するための取組みを行ったか。	4		4	
	③適切な情報提供	全ての利用者が情報を得ることができるよう適切な利用情報の提供を行ったか。	4		4	
	④利用促進・PR	当該施設・事業について、広報誌やパンフレットを作成するなど、具体的な取組みが実施され、積極的な利用促進が図られたか。	4		4	
	⑤非常時・緊急時の対応	事故、災害等の緊急事態発生時の危機管理マニュアルの整備や対応体制の確立はされていたか。	5		5	
	⑥苦情解決体制及び対応	利用者からの意見・苦情等を受けて迅速かつ適切に処理できる体制が整っていたか。また、事故、苦情に対する対応は適切であったか。	5		5	
	⑦自主事業	利用者ニーズに即した自主事業が実施されたか。	4		4	
	⑧利用者アンケートの実施	利用者アンケートを実施し、利用者の意見・要望、満足度の把握に努めたか。課題がある場合は対応策を講じたか。	3		3	
施設・設備等の維持管理	①建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持がされていたか。	4	B	4	B
	②備品・什器等の保守点検	備品・什器等が適切に管理され、良好な機能が保持されていたか。	3		3	
	③修繕業務	点検によって異常が認められた場合には、速やかに修繕・交換・整備・調整等の適切な処置を講じたか。	3		3	
	④樹木・植栽等管理業務	草取りや除草等を行い、利用者が快適に利用できるような良好な景観が保たれていたか。	4		4	
	⑤清掃業務	敷地内は全て利用者が快適に利用できるよう清潔な状態が保たれていたか。	4		4	
	⑥鍵管理	鍵の管理は適切であったか。	5		5	

【(注1)のみ指定管理施設の管理運営評価表作成要項の評価基準1-(2)の採点基準にて評価】

4. 総合評価

指定管理者自己評価	担当部署評価
【努力した点・成果等】 ○個々の適切なケアに努めている。	【評価すべき点】 ○設置目的を適切に行い、地域住民から信頼される地域医療を目指し努力されている。
【改善すべき点】 ○特にない。	【指導すべき点】 ○特にない。
【所属長意見（今後の方向性等）】 患者数の現状に鑑み平成31年度からの指定管理は行いませんが、これまでに地域医療や地域住民の健康管理に取り組んでいただき、誠にありがとうございました。	

点数	採点基準	
5	優良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されているとともに、独自の新たなサービスが提供されている。
4	良	協定等で定めた水準以上のサービスが提供されている。
3	普通	協定等で定めた水準のサービスが提供されている。
2	やや劣る	協定等で定めた水準のサービスが一部提供されていない。
1	劣る	協定等で定めた水準のサービスが多くの業務で提供されていない。早急に改善が必要である。

評価	評価の判定基準
A	5が半分以上かつ残りも3以上
B	全てが3以上
C	2が含まれる
D	1が含まれる